

第15回広島県環境影響評価技術審査会第2部会 議事録

(1) 開催日時

令和元年5月21日（火）13:30～15:30

(2) 出席者の氏名

委員：西村委員 中坪委員 福本委員 奥田委員 山本委員 山田委員 崎田委員
参考人：株式会社グリーンパワーインベストメント、一般財団法人日本気象協会

(3) 会議に付した議案の件名

（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価方法書に係る審査

(4) 議事の概要

- 環境保全課長の挨拶の後、中坪部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第2部会委員8名中、出席委員7名で、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数（半数以上）を満たした。
- 崎田委員を議事録署名委員に指名。

■全体的事項について

（委員）（意見なし）

■大気質について

- （委員）建設機械の稼働における予測地点、環境1～12は、調査は行わず、予測のみ行うのか。
- （参考人）大気質については、予測のみ行う。
- （委員）案で予測地点の追加を行うこととあるが、これは、環境1～12において調査を追加するという意味ではなく、八幡地区内において予測地点を追加するということを念頭に置いたものか。
- （事務局）その通り。八幡地区内において多数の住居及び環境の保全について特に配慮が必要な施設である八幡診療所が存在することから、そのような案とした。
- （委員）準備書においては、面的な広がりが見て取れるようセンター図が示されるのではないか。
- （参考人）センター図は示す予定。
- （事務局）センター図のみでは具体的な数字が見て取れないので、予測地点に八幡地区を追加するような案としている。

■騒音、低周波音及び振動について

- （委員）騒音レベルについては、数値で示しても住民の方が分からぬ場合もあると思う。地元住民に説明する過程において、既存風力発電設備を見学することで実際の音を聞いてもらうことも考えられるが、意見案に盛り込んではどうか。
- （事務局）全体的事項の中で「地元住民等に、丁寧かつ十分な説明を行うよう」求めているので、この中に既存風力発電設備の見学という文言を盛り込みたい。

(委員) 住民説明会において、この騒音レベルはこれくらいというサンプルを示すことは可能なのか。

(参考人) どのような方法が適切かということはあるが、そういったサンプルを示すことがわかりやすいということであれば検討したい。ただ、部屋の中で聞く音と、実際に外で聞く音では、感覚が異なるのではと思っている。

(委員) そういうことも踏まえて、現地での見学という文言を盛り込むべきである。

■水環境について

(委員) 意見案の中に新川溜池とあるが、これは尾崎沼湿原のことである。堰堤の下側の部分が八幡湿原として方法書では記載されているが、堰堤より上流部分は高層湿原かその発達段階にあり、この地方にはほとんど見られない希少な湿原である。ここに土砂が流入してしまうと、この希少植物群落が消滅する。南側の設置道路とは途中の鞍部で集水域が分けられているようにも見えるが、取り付け道路の工事によっては、あるいは、豪雨などで鞍部が崩壊すれば土砂が流入する可能性も否定できない。

意見案の全体的事項において、八幡湿原については、特に配慮するよう書かれているため、ある程度配慮されるとは思うが、水環境に係る意見の部分で新川溜池のみだと、単なる人工池のようにも思えるので、再度八幡湿原への配慮を求めるために、括弧書きで八幡湿原と書き加えるべきである。

(事務局) 新川溜池（八幡湿原）と書き加える。

■その他の環境について

(委員) (意見なし)

■動物、植物及び生態系について

(委員) クマタカについて、現地の生息状況を入手した。

広島県内で生息に適した比婆郡では4kmに1つがいづつくらいが生息しているが、今回の事業実施区域周辺では2kmに1つがいが生息している。既存の風力発電施設が建設されたときに、風力発電施設に囲まれた部分の巣が消失してしまった。

もし、仮に今回の風力発電施設が建設された場合、風力発電施設に囲まれる2つの巣が少なくとも消失してしまう可能性が高い。

バードストライクについても、衝突した鳥の死骸をタヌキ等が持って行ってしまうことが多々あり、正確に調査するには毎日のようにバードストライクの記録を取らしかないと思う。

その辺をしっかりと心にとめて事業者には調査してもらいたい。

知事意見案については、修正の必要はないと思う。

(委員) 植生図について、平成15年の環境省の調査が引用元となっているが、平成15年の時点で完全にゼロから作り直したというより、過去の第1回、第2回の調査をもとに作成したと記憶している。細かい群落・群集レベルの植生図が描けないので、相関植生図という形で、衛星画像などを利用して伐採や土地変更地域を対象に修正するという手段をとった。そういう経緯により、この植生図は現存状態の植生というより、以前の植生単位が反映されている可能性もある。また植生は人為的干渉がなくなれば素早く変動する。現存の植物及び植生について現況をよく把握する必要がある。

(事務局) 意見案の中に、その旨を追記する。

■景観について

(委員) 夜の見え方についても、地元の意見を聴く際に、配意してもらいたいので、夜間の見え方という文言を追加すべきである。

(事務局) 夜間の見え方という文言を追加する。

(委員) 現地調査をしたときに、どこにどのようなものが立つのか実感をつかめなかつた。「早期段階での計画の全容を明らかにし」という意見をしているということも鑑み、調査、予測及び評価の前に、住民の方にフォトモンタージュを見せながら説明をするといったことも考えるべきではないか。

(事務局) 全体的事項において、その旨追記する。

(委員) 人と自然との触れ合いの活動の場からの景観についても、調査地点として追加を検討し、既存風力発電施設との累積的な影響についても考慮すべきではないか。

(事務局) 人と自然との触れ合いの活動の場からの景観についても検討し、累積的な影響についても考慮するよう追記する。

■人と自然との触れ合い活動の場について

(委員) (意見なし)

■廃棄物等について

(委員) 事業実施区域は希少植物や生態系と一体化しているような場所が残っていることが多い。一様に窪地に、残土を撒きだしすることを容認すれば、湿生植物群落のような生態系に取り返しのつかない影響を及ぼす。撒きだしを行うというのは改めていただきたい。

(委員) 現地で出た残土の処理は現地で行うのが原則であり、安易に外部に持ち出すことで、持ち出した先の環境破壊を招く場合があるので、注意が必要である。ただし、現地での処理によって、あまりにも大きな問題が生じる恐れがある場合は、次善の策を検討戴きたい。

(委員) 生態系の貴重な部分をつぶしてはならないので、生態系に十分配慮するよう追記すべきである。

(事務局) 意見案において「撒きだしみではなく」としているが、「撒きだしではなく」に修正し、生態系に十分配慮するよう追記する。

■ 全体審議について

(委員) (意見なし)

■ 答申の作成について

(部会長) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、修正については、部会長にご一任いただきたいがよろしいか。

(委員) (異議なし)

この議事録は、令和元年5月21日に開催された、第15回広島県環境影響評価技術審査会第2部会の
議事と相違ないことを認めます。

令和元年 月 日

議事録署名委員

印